

**地域材利用の促進
(防火地域における耐火基準の緩和等)
に関する提言**

近畿ブロック知事会

令和3年6月

地域材利用の促進(防火地域における耐火基準の緩和等) に関する提言

我が国の国土の約7割を占める森林では、人工林の概ね7割が伐採して利用が可能とされる10齢級以上(46年生以上)に達するなど成熟化が進んでおり、地域材の利用拡大が課題となっている。

こうした中、大量の木材を使用できるCLT工法等も開発されている。CLT工法は頑丈かつ施工が容易な上、軽量で基礎工事の簡素化も図れることから、これまであまり木材が利用されてこなかった中高層建築物への地域材利用が期待されている。

一方、平成30年の建築基準法の改正により、4階建以上の建築物の外壁等の構造部材として、木材をそのまま見せることが可能となったが、防火地域においては、その規模が3階建以下かつ $3,000\text{ m}^2$ 以下に限定されており、中高層建築物における地域材利用の促進に支障となっている。

また、改正法による「新しい設計法」の導入にあたっては、高強度の耐力壁など、中高層の木造建築物の設計において求められる水準の性能が確かめられた部材の蓄積や、製品の流通が十分ではないことから、通常より費用や時間を要するなどの課題も生じている。

以上を踏まえ、防火地域における耐火基準の緩和等について次のとおり提言する。

1 安全性の検証等の早期実施

防火地域において、まずは6階建程度までの中高層建築物の外壁等の構造部材として、木材をそのまま見せることが可能となるよう、要求される外壁の耐火性能など防火上の安全性の検証等を早期に実施すること。

2 耐火基準の段階的な緩和

上記1の検証を踏まえ、耐火基準を緩和すること。また、これを超える規模の建築物についても、防火上の安全性の検証等を更に進め、外壁等の構造部材として、木材をそのまま見せることが可能となるよう、段階的に耐火基準の見直しを行うこと。

3 中高層木造建築物の普及に向けた技術基盤の整備について

建築基準法の改正による規制緩和を踏まえた中高層の木造建築物の普及が進むよう、先行事例から得られる知見も活用しながら、性能が確かめられた部材の蓄積や製品の流通といった、事業化にあたっての負担軽減につながる技術基盤を確立すること。

令和3年6月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門